

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00038</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年9月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00038</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外投資（株式等）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00005。以下「約款（株）」</u>という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00006。以下「約款（不）」</u>という。）によるもののほか、別に定めのある場合を除き別表の通りとする。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外投資（株式等）保険約款（以下「約款（株）」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「約款（不）」によるもののほか、別に定めのある場合を除き別表の通りとする。</p>	
<p><b>第2条 ～ 第15条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p><b>第2条 ～ 第15条</b> (略)</p>	

新		旧		備考
別表 定義		別表 定義		
1. 対象となる 海外投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（以下「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul>	1. 対象となる 海外投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第16項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（以下「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第16項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第16項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul>	
2. てん補事由	<p>（事業不能等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。</li> <li>・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの</li> </ul>	2. てん補事由	<p>（事業不能等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は3月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。</li> <li>・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの</li> </ul>	

新		旧		備考
	<p>物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止することをいう。事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として操業不能な状態になっている場合を含む。</li> <li>・<u>1</u>月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく<u>1</u>月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。</li> <li>・「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時 等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化 等）等を含む。</li> </ul>		<p>物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止することをいう。事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として操業不能な状態になっている場合を含む。</li> <li>・<u>3</u>月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく<u>3</u>月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。</li> <li>・「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時 等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化 等）等を含む。</li> </ul>	
	(政策変更リスク特約) (略)		(政策変更リスク特約) (略)	
	(送金危険) (略)		(送金危険) (略)	
3. その他	(略)	3. その他	(略)	